

令和6年度 多摩市立落合中学校

いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（以下いじめ予防対策委員会）」を以下のとおり定めるものとする。

I いじめの防止に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決のための取り組みを徹底する。

II いじめ防止基本方針及び具体的な取り組み

多摩市いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっとり、基本方針と具体的な取り組みを以下の通りとする。

【方針1】 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを生徒に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、自己肯定感を高め望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 生徒が人・社会・自然と向き合うことで、共に生きることの大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 「多摩市いじめ防止条例」のリーフレット等を活用し、生徒がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- (5) 学級集団づくりなどの校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) インターネット上（SNSを含む）のいじめ防止に向けた啓発活動を推進する。

<具体的な取組>

- (1) 「人権教育プログラム」や「いじめ総合対策」を活用した年3回の校内研修を通して、いじめ未然防止への意識と人権感覚を高める。
- (2) ①道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
②いじめ予防対策委員長と道徳教育推進教師が連携し、タイムリーな道徳教育の実施を目指す。
- (3) 行事等での他学年の生徒との関わり、特別支援学級と通常学級の交流、部活動での他学年の生徒との交流も大切にすることで、リーダーの育成や思いやりの心を育む。
- (4) ふれあい月間の取組の中で、「多摩市いじめ防止条例」リーフレットを活用した授業を実施し、いじめ防止の風土を醸成する。また、生徒会が主体となっていじめ防止の標語づくり等を実施する。
- (5) 特性のある生徒の指導・支援について、スクールカウンセラーや巡回相談員の助言を生かし、生徒理解に努める。
- (6) 生徒への情報モラル教育の一環として、ネット上でのいじめ防止やSNS上のトラブルについても、道徳の授業や学級活動等を通じて指導し、「SNS 学校ルール・家庭ルール」を周知していく。また、保護者会や学校だより等を通じて保護者への啓発や協力依頼を図る。

【方針2】 いじめの早期発見（早期対応）

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、いじめを見逃すことのないよう認知能力の向上を図る。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、生徒が、いじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

<具体的な取組>

- (1) ①「いじめアンケート」を年に3回実施し、そのアンケートをもとに面談を行い生徒理解に努める。
②アンケートや面談の結果をもとに、いじめ予防対策委員会や職員会議で情報を共有し、迅速かつ組織的な対応を推進する。
③スクールカウンセラーと密に情報交換し、生徒の実態把握に努める。
④複層的な視点から生徒の変化を把握するため、管理職を含め全教職員が休み時間などで定期的に校内巡回を行う。
⑤学校だよりや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等に

ついて保護者に対し説明する。

- (2) ①生徒及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等の周知をする。
- ②スクールカウンセラーと教職員とが情報交換する場を定期的に設け、相談を密に行う。
- ③相談室だよりを発行し、生徒や保護者に相談室が開いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などを紹介する。
- ④中学一年生は、スクールカウンセラーと全員面接をする。
- ⑤スクールカウンセラーを年度当初の保護者会にて紹介する。

【方針3】 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ予防対策委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害生徒に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

<具体的な取組>

- (1) ①把握したいじめについて、いじめ予防対策委員会を早急に開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
- ②いじめ予防対策委員会を核とした役割分担を明確化する。(被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への対応・指導など)
- (2) ①いじめられた生徒の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守りなど生徒の安全確保を行う。
- ②いじめの加害生徒の保護者に状況を連絡し、加害生徒に対し、毅然とした態度で指導を行う。また、学校として謝罪の場を設ける。
- ③いじめを伝えた生徒の安全を確保する。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について「子供家庭支援センター」や「教育センター教育相談室」等と情報を共有する。
- ②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- (4) ①いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害生徒の保護者に進捗を報告する。
- ②地域人材を活用し、地域の大人による生徒の登下校時の見守りを行う。

- ③PTA との連携を図る。
- (5) ①加害の生徒への指導に改善が図られず、被害生徒が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。
- ②被害の生徒の保護とケアを行う。
- ③教育委員会、関係機関との連携を図る。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織（予防対策委員会）

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づき、予防対策委員会は、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある生徒への事実関係の聴取・指導・支援、保護者との連携などの役割を果たす。

校 長	権藤 義彦
副 校 長	久次米 賢士
いじめ予防対策委員会委員長 (生活指導主任)	小松 真吾
養護教諭	阿武 由里
スクールカウンセラー	澤谷 厚子
いじめ予防対策委員会委員 (第1学年主任)	佐藤 優
いじめ予防対策委員会委員 (第2学年主任)	鈴木 志乃
いじめ予防対策委員会委員 (第3学年主任)	池田 有美
いじめ予防対策委員会委員 (特別支援学級5組主任)	大野 真弓